すだち苗木等購入支援事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、本市における新たな特産品の育成および生産者の栽培初期における負担軽減を図るため、すだちの苗木等を購入する農業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、館山市補助金等交付規則（平成１９年規則第31号）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者条件）

第２条　補助の対象となる者は、すだちの栽培を行う個人、法人、団体とし、次の各号の全てに該当する者とする。

（１）個人又は団体にあっては市内に住所又は活動の拠点を有し、法人にあっては市内に本店を有するなど活動の拠点を市内に有し、事業に意欲的に取組む者。

（２）市内の耕作権のある農地（田、畑）及び肥培管理がされている山林（保安林及び共有林は除く）ですだちの栽培を行うこと。

（３）収穫した果実については市場出荷など販売を主な目的とすること。

（４）すだちの特産化に向けた活動に協力をすること。

（５）市税の滞納がない者（グループの場合はその構成員をいう。）

（補助対象経費・補助金の額）

第３条　補助金の対象となる経費、補助金の額は別表のとおりとする。

（交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を、事業実施前かつ、１１月１３日までに市長に提出しなければならない。

（１）すだち苗木等購入支援事業補助金交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）

（２）すだち苗木等購入支援事業補助金実施計画書（様式第２号）

（交付決定）

第５条　市長は、前条の申請書を受理し、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、すだち苗木等購入支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第３号）により当該申請者 に通知するものとする 。

２　市長は、前項の審査により、補助金を交付しないと決定したときは、速やかに当該申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第６条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、やむを得ない理由により事業を変更又は中止しようとするときは、すだち苗木等購入支援事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第４号）を 市長に提出しなければならない。ただし 、軽微な変更については、この限りで でない。

２　市長は、前項の変更を承認したときは、すだち苗木等購入支援事業補助金変更・中止承認（不承認）通知書（様式第５号）により補助事業者に通知するものとする。

３　市長は、第１項の変更を不承認としたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第７条　補助事業者は、補助対象事業が終了したとき又は当該年度の３月末日までに、すだち苗木等購入支援事業補助金実績報告書（様式第６号）、すだち苗木等購入支援事業補助金実施報告書（様式第７号）を、市長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第８条　市長は、前条の規定による提出を受けたときは 、書面の内容の審査その他必要な調査をし、補助金を交付することを適当と認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、すだち苗木等購入支援事業補助金確定通知書(様式第８号)により通知するものとする。

（補助金の支払い）

第９条　補助事業者は、前条の規定により補助金の額が確定したときは、すだち苗木等購入支援事業補助金交付請求書（様式第９号）により市長に請求するものとする。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第１０条　市長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、当該補助事業者に対し補助金の交付決定を取消し、既に補助金の交付があるときは、補助金の全額若しくは一部を返還させるものとする 。

（１）虚偽その他不正な行為により補助金交付を受けたとき。

（２）法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

（３）補助金を目的以外に使用したとき。

（４）前３号に掲げるものほか、市長が特に認めたとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消したときは、すだち苗木等購入支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第１０号）により、補助事業者に通知するものとする 。

（財産の処分の制限）

第１１条　補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して３年間は、補助対象経費に係る苗木を廃棄しないこと。ただし 、天災、病害虫その他やむを得ない事由により当該苗木の維持が困難となった場合は、この限りでない。

（事業実施後の措置）

第１２条　補助事業者は、補助事業完了の翌年度の３月末日までに、すだち苗木等購入支援事業補助金生育状況報告書（様式第１１号）により市長に報告する。

（実地検査）

第１３条　市長は、補助事業終了後の生育状況等を確認するため実地検査を行うことができる。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか必要な事は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

１ この告示は、令和８年１０月１日から施行する。

別表　補助対象経費

No.	名称	補助率	上限	その他
1	すだちの苗木の購入	1/2 以内	75，000 円	・送料、消費税は対象外とする。 ・２０本以上の購入が対象。 ・植え付け作業に係る費用は対象外とする。 ・すだちの品種については、「神山４ 号」、「本田系」、「徳島１ 号」を推奨する。
2	防風設備資材等の購入	1/2 以内	50，000 円	・送料、消費税は対象外とする。 ・ネット、単管パイプなど。 ・マキなど樹高が３メートル程度に生育する防風のための生垣用の苗木も対象とする。 ・施工費用は対象外とする。

※補助金の総額が予算の範囲を超えるときは、補助金の交付の決定をする額を減額し、又は按分して交付する。

※１円未満の端数が生じたときは切り捨てとする。

※上記の２のみでの申請は不可とする。

様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

館山市長　　殿

申請者　住所
氏名
電話番号

すだち苗木等購入支援事業補助金交付申請書

すだち苗木等購入支援事業補助金交付要綱第４条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

１　補 助 事 業 名　　すだち苗木等購入支援事業補助金

２　補助金の申請額　　円

３　誓約事項

以下について誓約します。

□　収穫した果実については市場出荷など販売を主な目的とします。

□　すだちの特産化に向けた活動に協力をします。

４　添付書類

（１）実施計画書（様式第２号）

（２）農地の案内図（住宅地図等のコピー可）

（３）定款又は規約の写しなど法人等の概要が分かるもの（法人・グループ）

（４）市税等完納証明書

（５）その他市長が必要と認める書類

様式第２号（第４条関係）

すだち苗木等購入支援事業補助金実施計画書

植え付ける農地・山林	地番		
	面積		
すだちの苗木の購入	品種	神山４ 号・本田系・徳島１ 号・その他（　　）	
	本数	本	※申請は２０本以上
	単価	円	※税抜き
	購入先		
	購 入 費 ①	円	※送料、消費税は対象外
補助金額（Ａ）	①×１/２＝　　円		※上限は 75，000 円 １円未満は切り捨て
防風設備資材等の購入	名称・数量		※パイプ（径・長さ）など具体的に記入 ※施工費は対象外
	購入先		
	購入費 ②	円	※送料、消費税は対象外
補助金額（Ｂ）	②×１/２＝　　円		※上限は 50，000 円　１円未満は切り捨て
補助金の申請額	（Ａ）＋（Ｂ）＝　　円		

様式第３号（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

館山市長

すだち苗木等購入支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった、すだち苗木等購入支援事業補助金について、下記のとおり決定したので、すだち苗木等購入支援事業補助金交付要綱第５条の規定により通知します。

記

１　補助事業名　　すだち苗木等購入支援事業補助金

２　補助金交付決定額　　円

３　不交付決定理由

様式第４号（第６条関係）

年　　月　　日

館山市長　　殿

申請者　住所
氏名
電話番号

すだち苗木等購入支援事業補助金変更（中止）承認申請書

年　　月　　日付け　　第　　号をもって交付決定通知のあったすだち苗木等購入支援事業補助金について、下記のとおり変更（中止）したいので、すだち苗木等購入支援事業補助金交付要綱第６条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

１　補助事業の名称　　すだち苗木等購入支援事業補助金
２　補助金の申請額
　　変更（中止）前　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円
　　変更（中止）後　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円
３　変更（中止）の内容
４　変更（中止）の理由
５　添付書類
（１）変更実施計画書

備考
　変更実施計画書は様式第２号を準用すること。

様式第５号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

館山市長

すだち苗木等購入支援事業補助金変更（中止）承認（不承認）通知書

年　　月　　日付けで申請のあったすだち苗木等購入支援事業補助金の変更（中止）について、下記のとおり承認（不承認）としたので、すだち苗木等購入支援事業補助金交付要綱第６条の規定により通知します。

記

１　補助事業名　　すだち苗木等購入支援事業補助金

２　変更承認交付決定額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

３　変更の内容
　変更前　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円
　変更後　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

４　変更（中止）不承認の理由

様式第６号（第７条関係）

年　　月　　日

館山市長　　殿

申請者　住所
氏名
電話番号

すだち苗木等購入支援事業補助金補助金実績報告書

年　　月　　日付け　　第　　号をもって交付決定通知のあったすだち苗木等購入支援事業補助金について、下記のとおり事業を実施したので、すだち苗木等購入支援事業補助金交付要綱第７条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

１　補助事業の名称　　すだち苗木等購入支援事業補助金

２　事業の完了年月日

３　補助金の交付決定額　　円

４　添付書類
（１）実施報告書（様式第７号）
（２）支出を証明する書類の写し（領収書等）
（３）購入した苗木や防風設備資材を撮影した写真（※電子データでの提出も可）
（４）その他市長が必要と認める書類

様式第７号（第７条関係）

すだち苗木等購入支援事業補助金実施報告書

植え付けた農地	地番		
	面積		
すだちの苗木の購入	品種	神山４ 号・本田系・徳島１ 号・その他（　　）	
	本数	本	※申請は２０本以上
	単価	円	※税抜き
	購入先		
	購 入 費 ①	円	※送料、消費税は対象外
補助金額（Ａ）	①×１/２＝　　円		※上限は 75，000 円 １円未満は切り捨て
防風設備資材等の購入	名称・数量		※パイプ（径・長さ）など具体的に記入 ※施工費は対象外
	購入先		
	購入費 ②	円	※送料、消費税は対象外
補助金額（Ｂ）	②×１/２＝　　円		※上限は 50，000 円　１円未満は切り捨て
補助金の交付決定額	（Ａ）＋（Ｂ）＝　　円		

様式第８号（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

館山市長

すだち苗木等購入支援事業補助金確定通知書

年　　月　　日付けで実績報告のあったすだち苗木等購入支援事業補助金については、下記のとおり確定したので、すだち苗木等購入支援事業補助金交付要綱第８条の規定により通知します。

記

１　補助事業名　　すだち苗木等購入支援事業補助金

２　補助金交付決定額（交付決定変更額・変更承認交付決定額）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

３　交付確定額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

様式第９号（第９条関係）

年　　月　　日

館山市長　　殿

申請者　住所
氏名
電話番号

すだち苗木等購入支援事業補助金交付請求書

　　年　　月　　日付け館食第　　号で補助金交付確定通知のあったすだち苗木等購入支援事業補助金を下記のとおり交付されたく、すだち苗木等購入支援事業補助金交付要綱第１０条の規定により請求します。

記

１　補助事業の名称　　すだち苗木等購入支援事業補助金

２　補助金交付確定額　　円

３　振　込　口　座

金融機関等名	銀行・金庫・組合
支　店　等　名	本店・支店・本所・支所
預金口座名	１ 普通　・　２ 当座
預金口座番号	
フリガナ 口座名義人	

様式第１０号（第１０条関係）

第　　号
年　月　日

様

館山市長

すだち苗木等購入支援事業補助金交付決定取消通知書

年　月　日付け　　第　　号で決定したすだち苗木等購入支援事業補助金については、下記の理由により全部（一部）を取り消すことに決定したので、すだち苗木等購入支援事業補助金交付要綱第１０条の規定により通知します。

記

１　補助事業名　　すだち苗木等購入支援事業補助金

２　補助金の交付取消額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

３　取り消した理由

様式第１１号（第１２条関係）

年　　月　　日

館山市長　　殿

申請者　住所
氏名
電話番号

すだち苗木等購入支援事業補助金生育状況報告書

年度すだち苗木等購入支援事業補助金の事業実施後の生育状況について、すだち苗木等購入支援事業補助金交付要綱第１２条の規定により報告します。

記

１　補助事業の名称　　すだち苗木等購入支援事業補助金

２　すだちの植え付け

植え付けた農地	地番	
	面積	
植え付けたすだちの苗木	品種	神山４ 号・本田系・徳島１ 号・その他（　　）
	本数	本
設置した防風設備の概要	※防風設備資材等が補助対象経費に含まれる場合	

３　添付書類

（１）すだちを植え付けた後の農園の様子を撮影した写真（※電子データでの提出も可）

（２）防風設備を設置した後の農園の様子を撮影した写真（※電子データでの提出も可）

（３）その他市長が必要と認める書類